

議案第 29 号

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年日出町条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加え、同項第 5 号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

附則第 2 項から第 4 項までの規定中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正及び改元に伴い、条例を整備したいので提出する。